



- (5) 施設名：関西ベストフーズ株式会社  
所在地：甲賀市水口町さつきが丘13  
業種：食品の冷凍または冷蔵業
- (6) 施設名：日新製菓株式会社  
所在地：甲賀市水口町宮の前2-62  
業種：清涼飲料水製造業

認証有効期間：平成19年10月25日～平成22年10月31日

平成19年10月25日現在、S-HACCP認証施設は、54施設になりました。

この認証は滋賀県のホームページで公表しております

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/230ninsyosisetu.html>

S-HACCP啓発パネルの貸し出しについて

S-HACCPを広く県民の方々に知ってもらうため啓発パネルの貸し出しを行っています。

見学通路や販売店に掲示していただき、消費者への普及啓発等に利用していただけたらと思います。

貸出しをご希望の方は食品安全監視センターまでご連絡ください。

詳しくは下記アドレスをご確認ください。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/235paneru-annai.html>

## (2) 滋賀県ホームページ『食の安全情報』について

滋賀県ホームページ『食の安全情報』のトップページのアドレスが下記アドレスに変更になります。お気に入り等に登録されている方は、変更をお願いします。

『食の安全情報』トップページの新しいアドレス

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/index.html>

## (3) 「加工食品の表示に関する共通Q&A（第3集：遺伝子組換え食品に関する表示について）」の一部改正について

従来のものと組成、栄養価等が著しく異なる農産物（特定遺伝子組換え農産物）に高リシンとうもろこしが追加されました。

それに伴い、「加工食品の表示に関する共通Q&A（第3集：遺伝子組換え食品に関する表示について）」の一部が改正され、高リシンとうもろこしに関する問い（問-3、-5、-4）が追加されました。ご確認ください。

～高リシンとうもろこしとは～

1. 高リシンとうもろこしは、飼料用に開発されたものです（デント種）
2. 本組換えとうもろこしの開発により、家畜用飼料に添加するリシンの量の軽減又は添加を不要とし、従来よりも高濃度のリシンを含むとうもろこしを直接家畜用飼料として供給できるとされています。
3. なお、本組換えとうもろこしについては、飼料用に開発されていますが、食品についての安全性審査を終了しています。

#### (4) 表示Q & A (シリーズ5)

第五回目は、製造者表示について取り上げたいと思います。

製造者表示とは

製造者等の表示は、製造者の場合であれば、原則として製造者の氏名(法人の場合は法人名)と製造工場の所在地を表示します。

次の1、2のような必要がある場合などには、例外的に、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た製造所固有記号をもって表示できます。

乳・乳製品等については、2のような(他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示する場合)製造所固有記号の表示は、認められていません。

##### 1. 本社とは異なる所在地の自社工場で製造した食品に本社の名称、所在地を表示したい場合

製造所固有記号の表示により、自社工場の所在地に代えて、本社の所在地を表示できます。

製造者 : 食品株式会社 AB1  
          県××市 1-1-1

##### 2. 製造を他社工場(製造所)に委託している販売者が、自社の名称、所在地を表示したい場合

製造所固有記号の表示により、委託先他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示できます。ただし、その際に表示する販売者の所在地は本社の住所とします。

販売者 : 製菓株式会社 アイU  
          県××市 1-1-1

表示方法は、あらかじめ厚生労働省に届け出た製造所固有記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名もしくは片仮名またはこれらの組合せによるもの)を、製造者または販売者の名称の次に表示します。具体的な表示例は上記のとおりです。

なお、容器包装の形態から判断してやむを得ず名称の次に表示することができず、製造所固有記号であることが明らかに分かる場合にあつては、次の例に示すように表示しても差し支えありません。この場合にあつても、製造所固有記号の記載場所を示す表示は製造者又は販売者の名称の次に表示することになります。

【表示部分】	【記載部分】
「製造所固有記号缶底左側に記載」	「ABC/Lot.1」
「製造所固有記号の記号缶底に記載」	「ABC」

#### Q & A

< Q 1 > 製造所固有記号には使えない文字や文字数制限がありますか？

< A > 製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであれば、文字数の制限はなく、表示することができます。  
(「-」「・」「.」「\_」等の記号は使用できません。)

.....

< Q 2 > 1社の販売者から依頼を受けて1つの工場(製造者)が複数の食品を受託製造している場合、ひとつひとつの食品ごとに製造所固有記号を変えることはできますか？

< A > 製造所固有記号は、1工場(製造所)に1記号を原則としています。したがって、食品ごとに製造所固有記号を変えることは認められません



<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu-index.html>

- - - - -